

青森県報

第千九百八十二号

平成十四年二月十二日(火曜日)

目次

告示

○木材業者の登録の抹消……………(林政課) ……一

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……一

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……二

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(土木事務所) ……三

告示

青森県告示第四十八号

青森県木材業者登録条例(昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号)第八条第一項の規定により、次の木材業者の登録を抹消したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木村守男

平成 二〇・五・一	登録 年月日	登録 番号	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	住所 青森市大字横内字亀井 二五六の一四	抹消 年月日 平成 二〇・二・八
八桁木材株式会社 代表取締役 越田 淳一					

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年九月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、四、五三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四五六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐車場の位置及び収容台数

一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三、四一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二〇一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口六か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年一月二十九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所においては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年六月十二日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 杜和住建築株式会社

二 代表者の氏名 秋山 正司

三 主たる営業所の所在地 八戸市南瀬家三丁目七の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一四五二五号

五 取消年月日 平成十四年一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社加藤組

二 代表者の氏名 加藤 謙蔵

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字大谷地六の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一四四八七号

五 取消年月日 平成十四年一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社小田建設

二 代表者の氏名 小田 稔

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字竹原五の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一六二七八号

五 取消年月日 平成十四年一月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 湊建設工業有限公司

二 代表者の氏名 武部 熊五郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目二の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一六三〇四号

五 取消年月日 平成十四年一月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 山田工務店

二 氏名 山田 武男

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字上笹橋五五の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一五三三九号

五 取消年月日 平成十四年一月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人

青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

印刷所・販売人

青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭